

別表第1（第2条関係）

指定要件 (規程第3条第1項の号)	審 査	
	審査基準	適用添付書類等 (規程第3条第2項の号)
責任技術者が1人以上選任していること。(第1号)	所属する責任技術者名簿及び責任技術者証の写し並びに選任する責任技術者の雇用関係を証する書類を提出すること。	責任技術者名簿 (第6号〔様式第5号〕)
工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。(第2号)	1 別表第2に掲げる設備器材を所有し、その置場があり、敷地周辺に第三者が立ち入りできない構造を有していること。 2 配管材料、便器等の保管に適した置場があり、敷地周辺に第三者が立ち入りできない構造を有していること。	営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(第4号〔様式第3号〕)及び機械器具調書(第5号〔様式第4号〕)
山口県内に営業所があること。(第3号)	営業所の所在地が確認できること。	法人の場合は、商業登記簿謄本、個人の場合は、住民票記載事項証明書(第1号及び第2号)
工事業者に市町村税の滞納がないこと。(第4号)	営業所の所在地の市町村税の滞納がないことを証する書類を提出すること。	市町村税完納証明書(完納証明書を発行しない市町村にあっては、現年を含め過去4年分の市町村税の納税証明書)(第1号及び第2号)
欠格事項に該当しないこと。(第5号)	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。(個人事業主のみ)	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類(第1号)
	責任技術者としての登録を取り消された日から2年を経過していないものでないこ	誓約書(第3号〔様式第2号〕)

と。
指定工事店の指定を取り消された日から2年を経過していないものでないこと。

業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるものでないこと。

工事業者（法人の場合は代表者）が、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。